9月10日は「下水道の日」
下水道 水がいから 守り神

下水道への速やかな接続を

清潔で快適な生活環境のために

問下水道課 ☎(54)3521

家庭や事業所などから出された汚水は、敷地内にある汚水ます(公共ます)から下水道管へ運ばれ、浄化センターや農業集落排水処理施設できれいにして河川などへ放流しています。

公共下水道や農業集落排水処理区域内では、下水道管への接続が義務付けられていますので、処理区域内の皆さんは早急に接続をお願いします。

また、排水を下水道などに流すには、排水設備工事が必要です。工事の依頼は、直接指定工事店へ申し込みください。

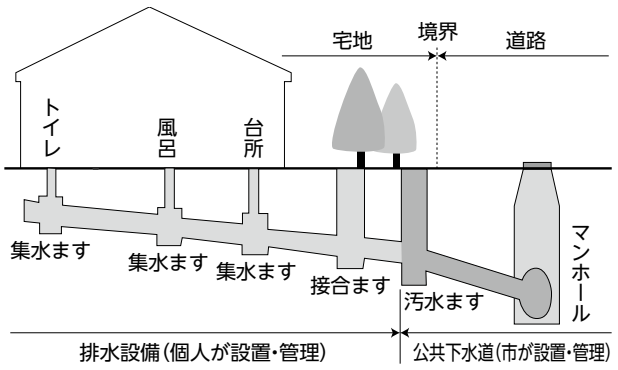

家庭や事業所などの汚水ますに接続している設備では、次のものを流さないでください。
◇台所…調理くず、ご飯の残り、てんぷら油
◇トイレ…トイレットペーパー以外の紙
◇風呂…髪の毛やせっけんなどの固形物
◇薬品や石油類…薬品、車の廃油、余った塗料
※コンクリート・モルタル工事後の洗い水は管内で固まり排水不能を起こします

【工事に関する補助制度】

下水道接続工事等資金利子補給制度

指定の金融機関から融資を受ける人に利子相当額を補給
◇汲み取り便所や浄化槽から公共下水道または農業集落排水処理施設に接続する工事
◇単独浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽へ転換する工事

合併処理浄化槽補助金

合併処理浄化槽の設置に、予算の範囲内で補助金を交付します。

※必ず工事を始める前に申請をしてください

活用ください!

枝木チップ・コンポスト

(発酵堆肥)

無料配布

問環境安全課 ☎(50)1248

枝木チップ

粉砕された剪定(せんてい)枝木のチップ。クッション材、マルチング材(雑草の繁茂や砂の飛散防止)、地面の温度上昇抑制、堆肥の原料にも利用可。
◇**配布方法** 搬出するトラックなどで来所ください。

コンポスト(発酵堆肥)

学校給食センターのバイオ式生ごみ処理機で、給食残さをコンポストとして再資源化したもの。
※試験的運用のため、肥料取締法に基づく登録はしていません
◇**配布方法** 持ち帰る袋やバケツなどを持参してください。
◇**配布量** 1回あたり3袋(バケツ3杯)まで

■**配布日時** 平日、祝日(ゴールデンウィーク、年末年始を除く)
9時～16時
■**場所** 佐原清掃事務所(大崎1900、☎(58)1400)
※いずれも、保管状況により配布制限あり

消費生活センター通信 No.27

テレビショッピング! 契約条件の確認を

問消費生活センター ☎(50)1300

「事例」

テレビショッピングで、簡単に腹筋を鍛えられるという健康器具を注文し、届いてすぐに試したが思ったようにできなかった。返品しようと、業者に連絡すると「開封した場合、返品は受け付けられない」と言われた。「実際使ってみなければわからないではないか」と苦情を言ったが「返品についてはテレビでも伝えているし、同封している書類にも書いてある」と、こちらの言い分を聞いてくれなかった。

「ひとことアドバイス」

▶テレビショッピングでは、返品条件などについて表示時間が短く、分かりにくいことがあります。返品条件や使い方などをよく確認してから注文しましょう。
▶テレビショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフの制度はなく、事業者が返品の特約を設けている場合は、それに従うことになります。返品ができる場合でも、「開封後の返品は不可」「使用後は返品できない」などの条件があることもあり、注意が必要です。

農地の効率的な活用を

農地利用集積円滑化事業

問農政課 ☎(50)1258

農地利用集積円滑化事業とは、農地を集積し、効率的に利用するための制度です。農地利用集積円滑化団体(香取市)が、農地の所有者から委任を受けて、農地の貸し借りの仲介や諸手続きを行います。現在、延べ1767人の所有者が利用し、約1009haの賃貸借契約を締結しています。

こんな悩みは相談を

◇農地の借り手が見つからない
◇農地を集積して作業の効率化を図りたい
◇農地を借りて経営規模を拡大したい

貸し手・借り手のメリット

貸し手

市が仲介役なので安心して農地を貸し出すことができます。

借り手

農地を借りる人は、所有者と直接交渉する必要がなく、農地を集積することで農作業を効率化することができます。

ごみのことかんガエル

問環境安全課 ☎(50)1248

野焼きは禁止されています

「近所でごみを燃やしていて煙がひどくて困っています」などの野焼きに関する苦情が後を絶ちません。ごみを燃やすと煙や悪臭による生活環境の悪化を招くだけではなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ健康にも悪影響が出ます。家庭から出る生活ごみや剪定枝木は焼かずに、指定された日に分別して排出してください。

農業や林業を営むために行う野焼き行為(農業用ビニールなど資材の焼却は含みません)は法律上例外として認められていますが、周辺から苦情が寄せられた場合は指導の対象となります。周辺の生活環境に配慮し、迷惑とならないよう注意してください。